

第1章 多頭飼育問題とはどのような問題か

1. 多頭飼育問題とは—多頭飼育がもたらす3つの影響

本ガイドラインでは、多頭飼育問題を、多数の動物を飼育しているなかで、適切な飼育管理ができないことにより、下記の3つの影響のいずれか、もしくは複数が生じている状況と定義しました。

- ①飼い主の生活状況の悪化
- ②動物の状態の悪化
- ③周辺的生活環境の悪化

(1) 飼い主の生活状況の悪化

動物の数が飼い主の飼育管理能力を超えると、動物の糞尿や食べ残しの餌等の清掃や処理が行き届かなくなります。これらの堆積によって、生活空間の物理的な圧迫やごみの散乱による生活環境の汚染のほか、臭気や害虫、ねずみ等の衛生動物の発生にもつながり、飼い主の生活環境における適正な衛生状態を保つことが困難になります。また、このような不衛生な環境に身を置き続けることで、真菌による皮膚糸状菌症や犬ブルセラ症といった感染症の発生を招き、飼い主及び同居者の健康が損なわれることが考えられます。

また、動物の餌や衛生用品にかかる費用をはじめとする飼育コストの増大に伴い、飼い主の経済状況が逼迫すると、飼い主の生活環境の基本である衣食住そのものの状態の悪化（身体や衣服の汚れの放置、栄養状態の悪化、多頭飼育に起因する住居の損傷の放置、家賃滞納による退去要請等）を引き起こす可能性があります。

さらに、飼い主の生活環境悪化の影響が周辺環境にも及ぶことにより、近隣住民との関係に軋轢^{あつれき}が生じ、地域における飼い主の孤立、もしくは飼い主の人間不信に発展する場合があります。人間不信になると、他者との円滑なコミュニケーションや信頼関係の構築が阻害され、必要な支援を求めることも受けることも困難になることから、飼い主の生活環境がさらに悪化することが懸念されます。

(2) 動物の状態の悪化

上記(1)に示した飼育場所における衛生状態の悪化は、飼い主のみならず、動物の健康状態にも影響を及ぼします。動物の状態の悪化の程度によっては、動物愛護管理法第44条に規定される動物の虐待（ネグレクト等による疾病、栄養不良、死亡等）に該当するおそれがあります。また、虐待に至る前段階の不適正な飼育や、引取り後の殺処分^{ほら}の問題も孕んでいます。

住居の衛生状態が適切に管理されていない場合は、動物の健康管理にも適切な注意が払われていない可能性があり、獣医師による診察や治療が必要な動物の放置のほか、感染症^{まん}が蔓延することも考えられます。

また、動物の個体数増加による物理的な過密状態の発生や、不適切な閉じ込め、散歩に連れ出さず、リードが短すぎて身体を横たえられない等の不適切な係留による動物の行動の制約は、動物の心身のストレス増大につながります。動物のストレスの増大は、鳴き声による騒音の発生の要因にもなります。

個体数増加の影響は、動物の行動の物理的制約のみにとどまりません。不妊去勢手術への適切な対応が困難になり、さらなる個体数の増加や近親交配による先天的な異常をもった動

物が生まれるリスクの増大につながるほか、個体数に対して十分な給餌が行われない場合は、飢餓状態に陥った動物による共食いを引き起こすこともあります。

飼い主の中には、動物の数を正確に把握できておらず、一部の個体しか識別できていないというケースも多く、多頭飼育下にあった動物は伴侶動物として人との適切な関係性が築けていないことがしばしばあります。

体も心も不健康な状態に置かれた犬や猫は健康状態が悪いだけでなく、社会性もなく、人に慣れていないため、飼い主の生活が破綻し行き場を失ったとき、新しい飼い主を見つけるのは困難を極めます。地方自治体や、動物愛護に団体や個人として関わるボランティア（以下、「動物愛護ボランティア」という。）等が協力して新しい飼い主を探す努力をしますが、全ての動物に譲渡先が見つかるとは限らず、治癒の見込みがない病気に罹患している、人馴れしておらず攻撃性がある等の他者への譲渡が適切ではない動物は、殺処分せざるを得ない場合もあります。

（３） 周辺の生活環境の悪化

悪臭や騒音、衛生動物の発生、感染症の蔓延等を伴う飼い主の生活状況及び動物の状態の悪化が、飼い主の住居の内部に留まらず、外部の周辺環境にまで影響が及ぶと、近隣住民の生活環境や健康状態を脅かす場合があります。

また、動物の逸走（逃げ出し）防止対策が十分でない場合は、逃げ出した動物の周辺家屋への侵入や、咬傷事故が発生するおそれもあります。

上述のとおり、多頭飼育問題は、飼い主や動物のみならず、飼い主の家族や周辺の近隣住民の生活環境にまで影響を及ぼすものであるため、問題が深刻化する前に、飼い主の生活環境、動物の飼育環境、周辺の生活環境における悪化の状況を早期に発見・把握し、それらの状況の改善・解消に向けた対策を講じることが求められます。

令和元年度の動物愛護管理法の改正では、こういった問題への一層の対応の強化を図る観点等から、犬又は猫の所有者に対し適正な飼養が困難となるおそれがある場合に、その繁殖を防止するため繁殖制限措置を施すことが義務付けられました（第 37 条関係）。また、関係機関の連携強化（第 41 条の 4 関係）に関して、国が地方自治体に対して行う情報提供、技術的助言その他の必要な施策を講ずる努力義務の事項に、公衆衛生、福祉等に関する業務を担当する地方自治体の部局、民間団体との連携の強化に関する事項と地域における犬、猫等の動物の適切な管理等に関する事項が新たに規定されました。

様々な研究やアンケート結果によれば、多頭飼育問題は再発する可能性が高いことが示唆されています。このため、多頭飼育問題の解決とは上記の 3 つの影響が改善され、かつ、飼い主が多頭飼育問題を再び生じさせることなくその地域において生活を維持している状態を実現することとするのが適切と考えられます。

2. 本ガイドラインの位置づけ—3つの影響と対策の3つの観点

ガイドラインの策定に当たっては、多頭飼育問題の予防と解決には上述の 3 つの影響をそれぞれ改善するための 3 つの観点、すなわち（１）飼い主の生活支援、（２）動物の飼育状況の改善、（３）周辺の生活環境の改善が必要であることに主眼をおきました。

(1) 飼い主の生活支援

多頭飼育問題を引き起こす飼い主は、精神的・身体的・経済的な問題を抱えていることがあります。アンケートによれば、一部の飼い主は認知症、知的障害、精神障害等を有し、又は有する可能性があり、判断力の不足によって適切な飼育管理ができていないと考えられます。加齢により飼い主の体力や判断力が低下し、動物を適切に飼育することができなくなる場合もあります。また、経済的に困窮した事例では、動物の餌代のために借金をする、家賃の滞納のため住居から強制退去させられる例もみられます。こうした飼い主が自らの努力によって問題を改善することは非常に難しく、周囲のサポートが必要となります。

(2) 動物の飼育状況の改善

動物愛護管理法に基づき、動物は「命あるもの」として、その習性を考慮して適正に取り扱う必要があります。野生動物ではない飼育動物が、飼い主等による適切な飼育管理なしに生きていくことは容易ではありません。飼い主は、動物がその命を終えるまで適正に飼養し（終生飼養）、適切な給餌・給水、必要な健康の管理を行い、その動物の種類、習性等を考慮した飼育環境を確保することが求められます。

動物の飼育状況を改善するためには、飼い主の飼育管理能力を超えた不適正な多頭飼育状態の解消、即ち個体数増加の抑制及び個体数減少のための措置が必須です。

(3) 周辺的生活環境の改善

多頭飼育問題の対応にあたっては、地域の問題となり得ることを念頭に、家屋の破損箇所の修繕や柵の設置等の逸走（逃げ出し）防止策等、周辺への影響を低減する対策を検討することとなります。一方、その原因である不適正な多頭飼育状態の是正は別途行う必要があります。

また、多頭飼育問題を引き起こしている飼い主は、しばしば近隣住民との間にトラブルを抱えており、多頭飼育に起因する汚物の堆積、悪臭、騒音、害虫の侵出といった近隣の生活環境への悪影響によって、より一層の社会的孤立を招いてしまい、周囲のサポートが得られにくいという一面もあります。

本ガイドラインでは、多様な関係主体が連携・協働し多頭飼育問題の予防と解決に向けた取組を進めるための考え方、対策等を整理して示しました。本ガイドラインを活用する対象者は、主として、都道府県・政令指定都市・中核市の動物愛護管理部署、左記以外の一般市町村を含む地方自治体の社会福祉部局、生活衛生部局、住宅部局等を想定していますが、その他、様々な形で飼い主と関わりを持つことが想定される民生委員、社会福祉法人、社会福祉事業者、動物愛護推進員、動物病院、動物愛護ボランティア等の関係者にも活用していただける内容としています。

また、本ガイドラインにおける「飼い主」とは、多頭飼育問題を抱えている者で、主として動物取扱業者ではない一般の飼い主を想定しています。

多頭飼育問題は根本的な解決が難しく再発しやすいため、問題の解消のためには、対症療法的な対応だけでなく根本的な原因に対して継続的に働きかけることが重要です。地域の問題としてとらえたうえで、飼い主が支障なく日常生活を送れるように支援し、動物を適正に管理できる数以下に減らして飼育状態を改善し、周辺的生活環境への影響を最小限にしておくことが望ましいと言えます。

3. わが国における多頭飼育問題の現状

(1) 多頭飼育に係る苦情の状況

環境省は、「令和元年度社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査」（以下、「アンケート」という。）において、都道府県・政令指定都市・中核市の125の地方自治体動物愛護管理部局に対して、多頭飼育に係る苦情の状況について調査しました。動物を2頭以上飼育している飼い主に関して、平成30年度に複数の住民から苦情が寄せられた世帯の数について質問したところ、全国で年間2,149件、1自治体あたり平均約20.5件の多頭飼育に係る苦情が存在することが明らかになりました。なお、1世帯に対して苦情が複数寄せられた場合であっても、苦情の原因となっている世帯を1件として算定しています。

表 1 苦情のあった世帯数（平成30年度の多頭飼育の苦情件数）

選択肢	苦情件数	苦情件数 (1自治体あたり平均)
苦情のあった世帯数（全体）	2,149	20.5
苦情のあった世帯数（都道府県）	1,252	26.6
苦情のあった世帯数（政令指定都市）	440	22.0
苦情のあった世帯数（中核市）	457	7.9

（出典：環境省．令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査報告書．2020）

また、これらの苦情のあった世帯の飼育頭数の内訳は、「2頭以上10頭未満」が1,095件（51.0%）と全体の半数に達しており、次いで「10頭以上30頭未満」では、561件（26.1%）と全体の約4分の1を占め、「30頭以上」は137件（6.4%）でした。この結果から、例えば当該世帯の飼育頭数が10頭に満たなくても、繁殖制限措置や給餌・給水、衛生管理等の適切な飼育管理を行っていないければ、飼い主の周辺の生活環境を悪化させ、近隣住民からの苦情を招いていることが分かります。

（単一回答，回答数2,128）

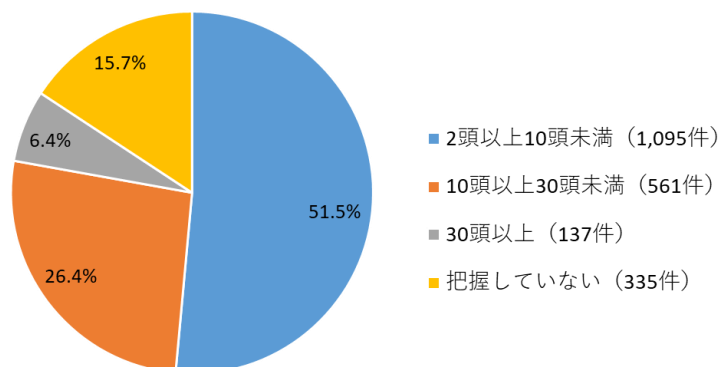


図 1 苦情のあった世帯における飼育頭数の件数の内訳

注：表1「苦情のあった世帯数」で報告されている値の合計（2,149件）と、図1で集計された合計値（2,128件）は一致しない点に留意が必要である。

（出典：環境省．令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査報告書．2020）

アンケートでは、全国の地方自治体を対象に、平成27年4月から令和元年10月末時点までに発生・継続（平成27年以前より発生し継続したもの、令和元年10月末時点までに終了したものも含む）した多頭飼育事例について最大5件まで事例収集を行い、385件の事例が寄せられました。

これらの事例において飼い主が飼育している動物の種別は、「猫」が61.6%と6割を超え、「犬」が45.2%と半数近くを占めました。犬猫以外の動物の種別としては、うさぎ（1.8%）、鶏（1.0%）、鶏以外の鳥類（1.0%）となりました。

また、多頭飼育状態にある動物は、適切な飼育管理がされず、糞尿が適切に片付けられていない等、衛生的に問題のある環境に置かれていることが明らかになりました。このような状態は動物の健康上望ましくなく、動物へのネグレクトや虐待となるおそれがあります。

（単一回答、回答数 385）

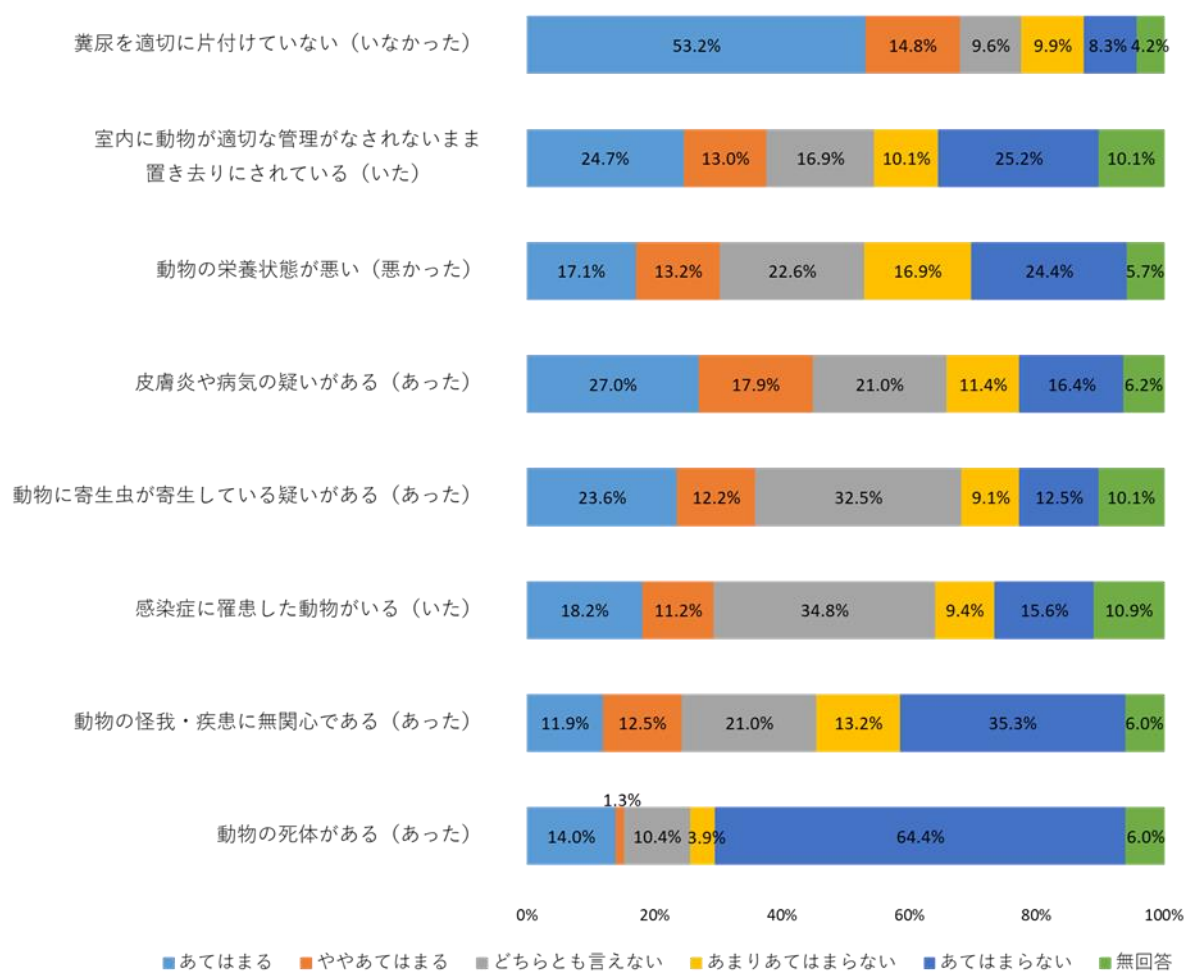


図 2 多頭飼育問題における動物の状況

（出典：環境省．令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査報告書．2020）

(2) 解決を困難にしている要因・課題等

アンケート結果に基づいて、動物愛護管理局が抱えている多頭飼育問題に関する課題の整理を行いました。上位5つの課題のうち、「飼い主が生活に困窮しており、引取りや不妊去勢の手数料を支払えない」、「飼い主が動物の所有権を手放さない」、「飼い主とのコミュニケーションができない」の3つが、飼い主の抱える固有の課題に起因するものです。その他の問題として、支援のためのリソースの不足、他部局・他機関との認識の共有の不足や連携体制の未構築、行政上の課題等様々な要因が指摘されており、これらの課題が複合的に絡まり合い、多頭飼育問題の解決を困難にしています。

(複数回答, 回答数 125)

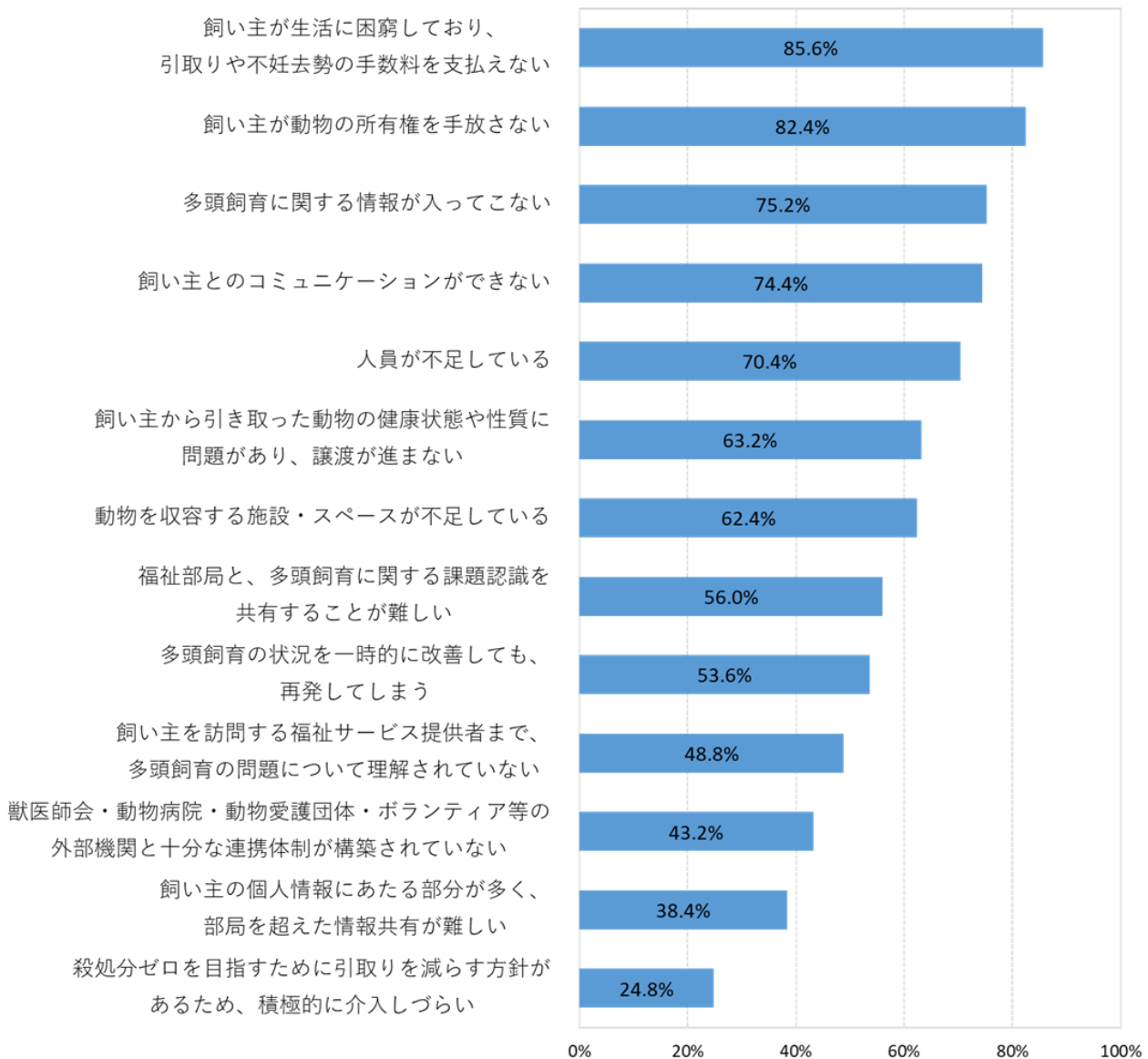


図 3 動物愛護管理局が抱えている多頭飼育に関する課題

(出典:環境省. 令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査報告書. 2020)

① 飼い主の抱える課題

解決を困難にしている要因や課題の一つに、飼い主の抱える固有の課題が挙げられます。具体的には、経済的な問題、健康の問題、他者との関係性の問題であり、全ての飼い主にみられるわけではないですが、比較的多くの飼い主に共通しています。

アンケートにおいても、飼い主の経済的な困窮について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答があった事例が全体の53.5%と過半数を占め、生活が困窮している飼い主の割合は高いと言えます。また、生活保護を受給していた飼い主は全体の21.3%と事例全体の約2割でした。

(単一回答, 回答数 385)

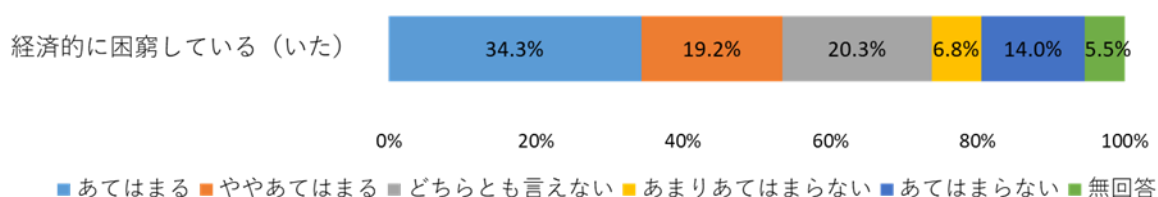


図 4 飼い主の経済状況

(出典:環境省. 令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査報告書. 2020)

飼い主には、健康上の問題や障害等の困難を抱える人も比較的多く存在しています。アンケートでは、「身体的な病気や、筋力・歩行の弱さがみられる」状況に「あてはまる」及び「ややあてはまる」飼い主の割合が、29.9%と全体の約3割を占めています。また、「十分な食事を取っていない様子が見られる、もしくはやせが目立つ」飼い主も18.7%と全体の2割近くを占め、「入退院を繰り返している」飼い主も8.6%と1割近くを占めています。実際に聴覚障害、認知症、知的障害、精神障害等の様々な障害や疾患を抱えている事例や、具体的な診断の有無は不明であっても健康上何らかの問題が見られる事例、十分な判断能力を有していないと思われる飼い主の事例も多数報告されています。こうした飼い主に対しては、必要な対処について検討し、適切な支援につなげることが重要です。

(単一回答, 回答数 385)

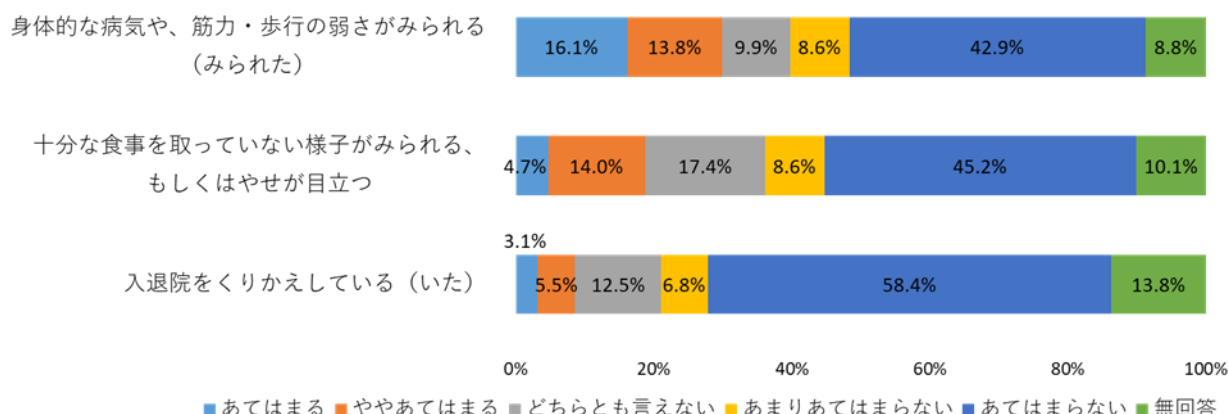


図 5 飼い主の健康状態

(出典:環境省. 令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査報告書. 2020)

アンケートによると、性別・年齢・居住環境等の傾向は、女性が約6割と男性より割合が高く、60代以上の高齢世代が過半数を占める等の偏りはみられるものの、男性や若年層の飼い主もおり、様々な属性の人が多頭飼育問題を引き起こしていることが明らかになりました。居住環境についても、戸建てか集合住宅か、持ち家か借家か、住宅の規模の大小、住宅密集地か否かを問わず、様々な環境下で多頭飼育問題は発生しています。

飼い主の特徴を類型化するため、因子分析を行った結果、7つの要素(「不衛生」、「自立困難」、「貧困」、「暴力」、「固執」、「サービス拒否」、「依存」)を得ることができました。多頭飼育に陥る飼い主には、「不衛生」、「自立困難」、「貧困」、「サービス拒否」のように、衛生面・健康面・経済面の問題を抱え社会福祉の観点からの支援が必要と認められる要素、「依存」や「固執」のように、動物に依存し、動物の所有権放棄や不妊去勢手術の実施の説得に応じない等の動物愛護管理部局の職員による介入を困難にする要素、「自立困難」や「暴力」のように、近隣住民や自治体職員等との円滑なコミュニケーションに支障をきたす要素等を含んでいます。本分析により、多頭飼育に陥る飼い主が、以下の7つの要素の全てを有しているわけではないものの、多くの事例において一つ、又は複数の要素を有していることも判明しました。

また、同じ要素を有する飼い主であっても、その具体的特徴は飼い主によって様々です。下記の「貧困」に示すように、十分な収入が得られていないために困窮する事例もあれば、安定した収入はあっても適切な金銭管理ができず困窮する事例もあります。因子間にも有意な相関は見られず、多頭飼育事例のパターン化は非常に困難であることから、実際の対応に当たっては、事例ごとに飼い主の状況を個々に把握し、対応を検討していく必要があります。

なお、7つの要素はアンケート結果に基づくものであるため、アンケートの設問に含まれない「孤立」等の要素が関与している可能性もあります。

表 2 飼い主が持つ要素及びその特徴（因子分析から得られた7つの因子）

要素	主な特徴
不衛生	飼育場所もしくはその屋外、またはその両方に動物の糞尿や白骨死体、ごみが大量に放置されており、そのため敷地からは非常に強い悪臭や害虫が発生している。当事者は、そのような状況を気にかけおらず、本人からも入浴や洗濯を怠ることによる獣臭・悪臭や、ノミ・ダニ等の害虫による全身への刺咬跡がみられることがある。
自立困難	会話を通して、「担当者の顔を把握していない」、「複数の問題を同時に処理できない」、「話を理解できていない様子がみられる」、「動物の個体識別ができていない」等の認知能力の低下、老いや病気による歩行困難等の身体的な能力の低下といった1人での生活が困難であると思われる特徴を持ち、その結果、動物への世話も十分に行き届いていないことがある。このような特徴を持つことから、ホームヘルパーや介護サービス等が関与していることも少なくない。
貧困	経済的な困窮により、動物引取りの手数料が払えないだけでなく、家賃や公共料金の未払いといった状況もみられる。日雇派遣労働の収入や年金、知人からの支援等によってある程度の収入を得ていることもあるが、金銭の適切な使い方ができていないことが多い。
暴力	近所の住民への暴言や威嚇的行動や、自治体職員の訪問に対して暴れる等の攻撃的な態度での抵抗がみられる。常時そのような態度となるわけではなく、自治体職員だけには温和な態度を取る（その逆もあり得る）や、動物の話になると態度が急変するといった、特定の人物または話題にのみ攻撃的な態度を取る場合もある。
固執	動物の所有権を放棄しようとしな ^い 、または殺処分や不妊去勢手術へ非常に強い抵抗感を示す。当事者の住居とは別の場所で動物を飼育している場合もある。
サービス拒否	保健医療や社会福祉サービスを拒否する傾向が強い。病気を罹患していたとしても医療機関への受診に行かないため、症状が悪化し、結果として本人と動物の生活状況が悪化する。
依存	指導の度に飲酒した状態で応対するといった、アルコールやギャンブル等への依存がみられる。動物に対しては、特定の1頭に特別な愛情を注ぐことや、睡眠時間を削って動物の世話を ^す る等、他タイプ以上の変わった動物への依存がみられることもある。

(出典:環境省. 令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査報告書, 2020 に基づき分析)

多頭飼育の苦情は近隣住民から寄せられることが多いですが、大抵はその段階で既に飼い主と近隣住民との関係が悪化しています。近隣住民と良好な関係を構築できずに、飼い主が地域社会で孤立する傾向がしばしばみられます。こうした近隣住民との関係性の問題は、自治体職員との関係においてもみられ、自治体職員の訪問を拒む、説得に応じない、暴言を吐く等、飼い主とのコミュニケーションに課題を抱える事例が多く存在しています。

このため、貧困、健康問題等の様々な問題を抱え、地域社会において孤立する飼い主に対して、飼い主がどのような人物であるか、飼い主が誰を信頼し、何に不安を感じているのか、必要な支援は何か、どのような部署・機関に相談し連携を図っていくのか等について、個々の事例に応じて検討しなければならないところに多頭飼育問題の解決の難しさがあります。こうした問題を少しでも予防し、改善していくためには、多頭飼育問題の発生した後の対応だけでなく、多頭飼育問題が生じる前、もしくは多頭飼育問題が深刻化する前の段階で、予防的観点から飼い主の生活支援も含めた対策を講じていく必要があります。

【コラム 1】海外におけるアニマルホーダーについて

<定義>

ホーディング・ディスオーダー (hoarding disorder) (以下、「ホーディング」という。)とは「ためこみ症」とも訳され、病理的な問題の用語として使われています。アメリカ精神医学会が出す「精神疾患の診断・統計マニュアル第5版 (DSM-5)」(2013年)ではホーディングを独立した精神疾患の一障害と位置付けており、世界保健機関 (WHO) においても、疾病の分類を記した国際疾病分類第11回改訂版 (ICD-11、2018年)で「ホーディング」を初めて独立した「疾病」として加えました。

アメリカ精神医学会は、ホーディングを「他の人からは価値がないと思われるモノを過剰にためこみ、その所有したモノを捨てたり、手放したりするのが持続的に困難であり、その結果、生活や仕事のスペースがモノで溢れてしまう状態になること」と定義しています¹。このように過剰にモノをためこむ人をホーダーと呼び、特に動物をためこむ人がアニマルホーダーと称されます。

アニマルホーダーには、大量の動物をためこんでいる、動物に対し最低限の栄養、衛生、獣医学的ケアを提供できない、動物が悪化した状態 (感染症、飢餓、または死亡を含む) や環境の悪化 (過密状態や極めて不衛生な状態) に対処できない、動物の収集により自分自身や家族の健康状態や満足できる生活状況に及ぼす悪影響に対処できないといった特徴が見られます²。

これまで、アニマルホーダーは女性が多く、独居老人で、社会的にも経済的にも脆弱な立場にいる人である、という固定観念がありました³が、性別、年齢、配偶者の有無、専門性のある職業に就いているかどうか等に関係なく誰にでも起きる症状であるという最近の研究結果もあります³。そのため事例により対応は様々で、セラピーが中心となるものから動物虐待に対する訴追までと多岐にわたります⁴。

¹ The American Psychiatric Association. "What Is Hoarding Disorder?" <https://www.psychiatry.org/patients-families/hoarding-disorder/what-is-hoarding-disorder> ただし、DSM-5にはアニマルホーディングに関する記載はない。

² Medicine at Tufts University, Hoarding of Animals Research Consortium (HARC). Health implication of animal hoarding. Health & Social Work. 2002, May, p.132, <https://vet.tufts.edu/wp-content/uploads/hsw.pdf>

³ Medicine at Tufts University, Hoarding of Animals Research Consortium (HARC). "Who are hoarders and why do they hoard animals?" <https://vet.tufts.edu/hoarding/faqs-hoarding/>

⁴ Medicine at Tufts University, Hoarding of Animals Research Consortium (HARC). <https://vet.tufts.edu/hoarding/crisis-intervention-counseling-and-case-management/>

2002年にこの分野に関心がある研究者が集まった協議会 HARC (Hoarding of Animals Research Consortium) では、アニマルホーディングへの対応は精神疾患の問題とともにコミュニティの問題として捉え、福祉関係者、動物関係者、警察、消防等様々な関係者が協力して対応するべきとしています。アメリカでは多機関でタスクフォースを組成して取組む自治体の例もでてきているほか、イギリスのいくつかの自治体では「ホーディングに対する多機関での対応ガイドライン (Multi-Agency Hoarding Guideline)」を作成しています。

② その他の課題

飼い主の抱える固有の課題以外に、動物の繁殖に伴う悪循環の発生、様々な支援のためのリソースの不足、他部局・他機関との認識の共有の不足や連携体制の未構築、行政上の課題、再発のしやすさ、発見の難しさ等の課題があります。

動物の繁殖に伴う悪循環の発生は、適切な繁殖制限を行わない限り、雌雄がそろった状態で飼育すれば交配・繁殖し数の増加に歯止めがきかないことに起因します。不妊去勢手術を行い、その時点以上の動物の増加を防止すること、行政や動物愛護ボランティア等の人の手を介して動物の引取りや譲渡の取組を行い、飼育頭数を減少させることが必要となります。

様々な支援のためのリソースに関しては、動物の不妊去勢手術や行政による引取り、新たな飼い主への譲渡、殺処分など、金銭的、時間・労力・空間的に多大な負担が発生します。動物愛護管理センター等の施設は動物の収容可能数に限界があります。動物の数が多いほど引取った動物を収容するスペースの確保、動物の管理、譲渡、殺処分の手続き等の負担は大きくなります。また、動物愛護ボランティア等の協力を仰ぐ場合においても、資金力や人員に限りがあるなかで、動物の捕獲や移送、保護した動物の管理、譲渡につなげるための負担等は大きくなります。

他部局・他機関との認識の共有の不足や連携体制については、地方自治体の中には、他部局・他機関と認識を共有する環境が未整備で、十分な連携体制が構築されていないところも多いようです。課題を認識する職員がいて属人的なレベルで一時的・部分的に連携が進んでいても、組織全体で多頭飼育問題への対応の必要性が認識されていない場合には、継続的な連携は困難となります。

行政上の課題としては、動物愛護管理法には周辺の生活環境の保全、動物の虐待のおそれの改善のために立入検査等ができる旨が規定されています(第25条第5項)が、地方自治体が多頭飼育問題の情報を得ても、飼い主の住居(庭等の^{いにようち} 囲繞地を含む)に立ち入ることは容易ではありません。そのため、動物の正確な数の把握や飼育状況の確認は困難なことが多いです。また、地方自治体が飼い主に対して動物の所有権を強制的に放棄させることも認められていません。このため自治体職員は、説得を通じて動物の所有権放棄の同意を飼い主から取り付ける必要があります。この他にも、個人情報保護のため他の部署・機関への情報共有が困難となる事例、殺処分数を減らす取組を進めている動物愛護管理センターや保健所による積極的介入(動物の引取り)が困難となるケースも存在します。

多頭飼育問題は一度解決しても再発しやすいという特徴があります。アンケートにおいても、解決後に再び動物の飼育を始め、多頭飼育状態が再発した事例が多数報告されています。

発見の難しさについては、近年のライフスタイルの変化により、各家庭内で起きている問題を発見することが難しくなっていると考えられます。例えば都市化により近隣住民との交流が希薄になっていることや、核家族化、単身世帯の増加により、親族や身近な近隣住民が、問題に早期に気が付いて対処することが難しくなっています。一方、新型コロナウイルスの感染防止対策のために在宅時間が増えた近隣住民が悪臭や騒音等に関する苦情を地方自治体に寄せることで、多頭飼育問題が顕在化するという事例もあるようです。

4. 多頭飼育問題が生じる社会的背景—生活困窮と悪循環のおそれ

単身世帯や核家族世帯が増加している状況において、就労困難や失業による収入の減少に至った時、疾病や障害、認知機能の低下等により心身の健康が損なわれた時、子どもの自立・離婚・死別等といったライフステージの変化が生じた時など、深刻な生活困窮が生じる可能性が高まります。この場合は、個人の自助努力による生活上の諸問題の解決は困難になります。このように、社会のなかで個人が抱える経済的困窮、関係性の困窮等の複数の要素が重なると、生活困窮や地域社会からの孤立を招き、虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）問題、ホームレス問題、ごみ屋敷問題等様々な社会問題につながっていきます。多頭飼育はそれらの地域社会が抱える諸問題の一つと考えられます。このため、多頭飼育問題と同時に、児童等に対する身体的・心理的虐待やネグレクトといった複数の問題を抱えている家庭もあります。また、多頭飼育に陥ることで、多数の動物を飼育するために更なる経済的困窮を招くほか、周辺住民等との軋轢^{あつれき}が生じることで関係性の困窮が深刻化し、生活困窮がより一層悪化する等悪循環を招くこともあります。

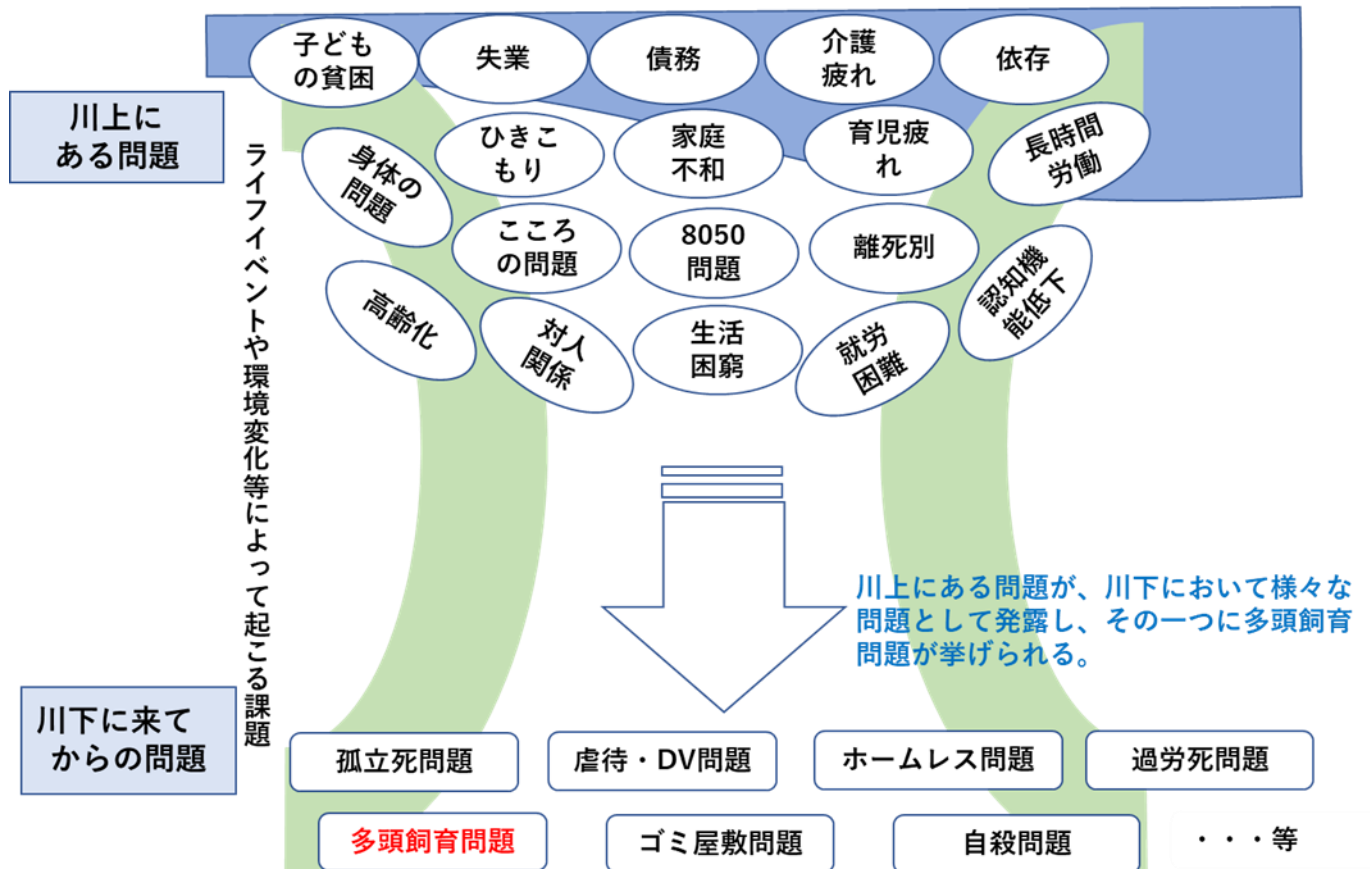


図 6 多頭飼育問題が生じる社会的背景

(出典：佐藤尚治(社会福祉法人 長野県社会福祉協議会)．社会的孤立の背景と要因～社会福祉の立場からみた多頭飼養者の特徴について～ を一部改変)

5. 発生構造—行われぬ繁殖制限

多頭飼育問題は、飼い主が、動物を拾得、餌やり、譲渡、購入により入手し、適切な繁殖制限措置を施さずに飼育し続け、その数が増加することにより発生します。最初は1頭のみでの飼育だったとしても、飼育方法によっては繁殖力の高い動物は短期間で急速に増えていきます。また、放し飼いや餌やり等により外部の個体の侵入を招くことも、個体数増加の一因

となります。アンケートでは、動物の飼育状況について、「不妊去勢手術を行っていない動物がいる（いた）」が91.7%、「家屋内・敷地内では放し飼いにしている（いた）」が88.1%と、9割近くの飼い主が動物の個体数が増えるおそれのある飼い方をしています。

動物の個体数が飼い主の飼育管理能力を上回ると、個体数の増加に歯止めがきかなくなり、飼い主の生活状況の悪化等が生じ、個体数の更なる増加とともに多頭飼育状態も深刻化していきます。このため、例え1頭であっても、非計画的な繁殖につながる可能性のある不妊去勢手術未実施の動物を飼育している、個体数が増加傾向にある等、多頭飼育問題に陥るリスクが高い状態にある飼い主に対しては、数の少ない早期の段階で、適切な飼育を行うための働きかけを行っていくことが非常に重要です。

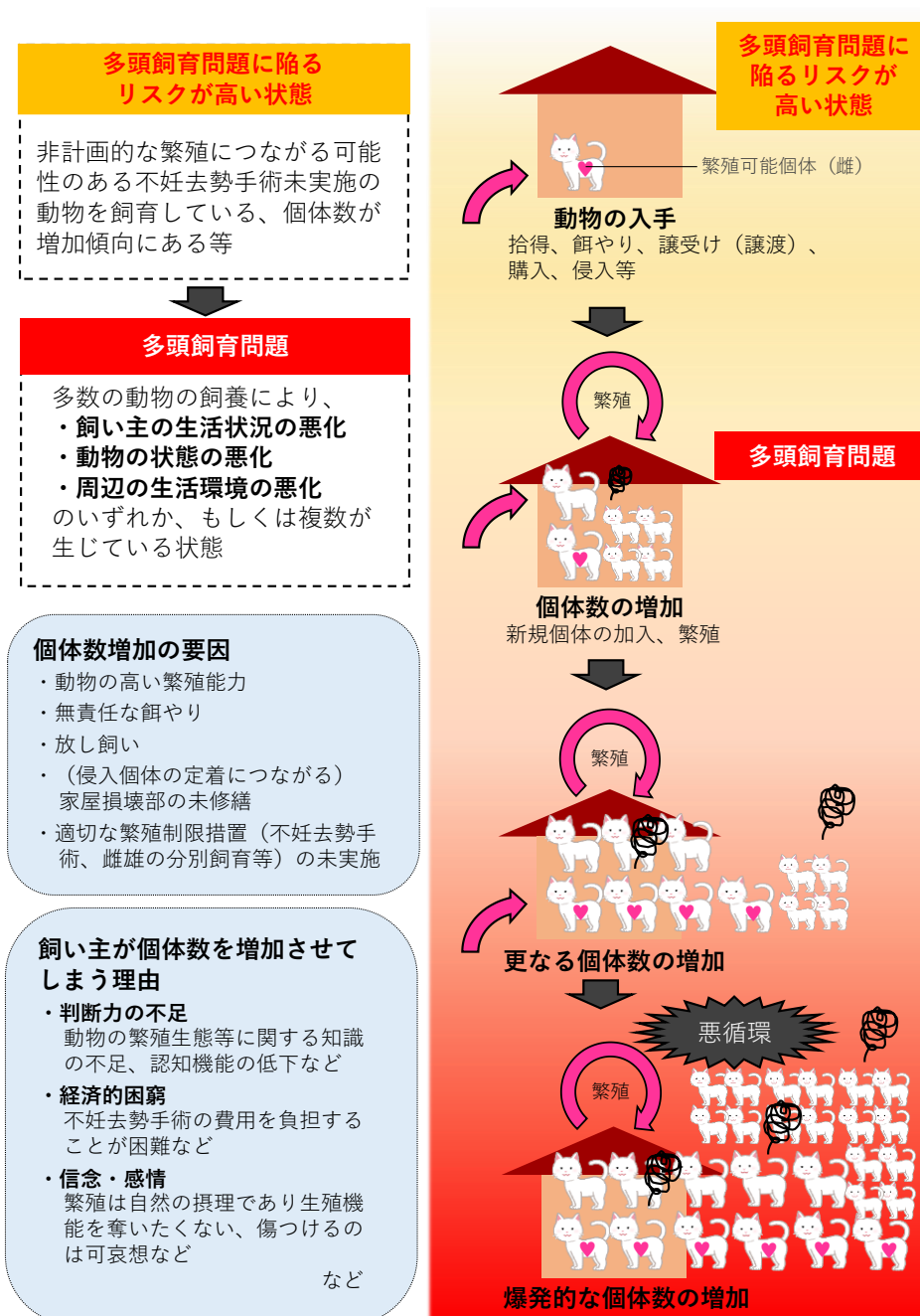


図 7 多頭飼育問題の発生構造

(1) 動物の高い繁殖能力—不妊去勢は必須

犬、猫、うさぎ等の動物は高い繁殖能力を有しています。無責任な餌やり、放し飼い、侵入個体の定着を招く家屋損壊部の放置、適切な繁殖制限措置を実施しない飼育といった行為は、急速な個体数の増加につながります。

【コラム 2】動物の繁殖生態

多頭飼育状態に陥る原因の一つに、動物種の生態、特に繁殖に関する生態についての知識不足が考えられます。また、多頭飼育問題へ対応する際にも動物種ごとの繁殖生態について理解しておくことは重要です。特に猫とうさぎは、その特有の繁殖生態から多頭飼育に発展しやすい特性があります。このコラムでは、犬、猫、うさぎの繁殖生態について比較しながらまとめてみたいと思います。

1. 性成熟期について

各動物種とも雄は雌に比べて性成熟（繁殖できるようになること）が遅い傾向があります。個体差も大きく、前後する場合があります。猫では日照時間（季節）も関連があることが知られています。性成熟後は、雌ではそれぞれの種で特徴的な性周期をとり、雄は縄張り行動など雄らしい行動を示すようになり、交尾が可能となります。

表 各動物種の性成熟期

動物種	雌	雄
イヌ（犬）	6か月～12か月齢	10か月齢 (大型犬では遅い)
ネコ（猫）	6か月～12か月齢	7か月～12か月齢
イエウサギ（うさぎ）	4か月～8か月齢 (大型種では遅い)	5か月～9か月齢

2. 性周期について

人を含む霊長類は月経ですが、犬の性周期は平均7か月間隔で、年に1回から2回の発情となります。性周期は、発情前期、発情期、発情休止期、無発情期に分かれ、発情前期から外陰部が腫れる、血様分泌物が見られるなど発情に伴う外見的变化が起こります。雌犬が雄犬を受け入れる発情期は平均9日間で、発情期に入って約2日目に排卵します。受精しやすい時期は、卵子が成熟するための期間が必要であるため、発情期の4～5日目、発情前期に入ってから13日目前後となります。このように犬の発情は、月経に似た周期性があり、排卵は性周期の特定の時期に起こる自然排卵です。それに対して、猫やうさぎでは、発情期に交尾刺激によって排卵が誘発される交尾排卵です。交尾排卵では、自然排卵よりも受精する確率が高くなります。交尾刺激が無かった場合には、自然排卵か無排卵となります。猫は季節性多発情で、子育てに適した季節に出産を迎えるように、日照時間が14時間程度になる時期に発情するため、2月～4月と6月～8月に発情する個体が多くなります。ただし、完全室内飼育では必ずしも当てはまらない場合もあります。うさぎの発情は、野生では日照時間と気温に影響を受け、春を迎えることが多いとされています。しかし、イエウサギでは、繁殖には周期性がなく一年を通じて繁殖が可能で、1～2日間の休止期と4～17日の許容期を繰り返しているため、繁殖力が高いのが特徴です。

表 各動物種の性周期

動物種	性周期
イヌ (犬)	4 か月～12 か月周期 (平均 7 か月)
ネコ (猫)	長日繁殖、季節性多発情、交尾排卵 発情期に 2～3 週間の発情を数回繰り返す
イエウサギ (うさぎ)	周年繁殖、多発情、交尾排卵 発情期が長い 1～2 日間の休止期と 4～17 日間の許容期を繰り返す

3. 妊娠期間と産子数

犬と猫の妊娠期間は約 2 か月ですが、うさぎでは 1 か月と短く、産子数も 6～8 頭と多いことに加え、出産後も早期に妊娠が可能となるため、年 8 回の出産も可能とされています。

表 各動物種の妊娠期間と産子数

動物種	妊娠期間	産子数
イヌ (犬)	56～70 日	2～8 頭 小型犬：2～3 頭 大型犬：4～12 頭
ネコ (猫)	64～69 日	2～6 頭
イエウサギ (うさぎ)	30～32 日	4～10 頭 大型種の方が多産 高齢になると産子数減少

このように犬、猫、うさぎの 3 つの動物種においても、それぞれ独特な繁殖生態を持っています。本来は、それぞれの動物の祖先たちが置かれていた生態系での立場に関連して、種が生き残っていくために必要な仕組みであったと考えられます。しかし、人が飼育するという野生下とは異なり死亡率が非常に低い状況下では、個体数が過剰に増加しないよう適切な繁殖制限を行うことが必要です。

(執筆：帝京科学大学生命環境学部准教授 佐伯潤)

1 頭のメス猫が・・・1 年後には 20 頭以上・・・2 年後には 80 頭以上・・・3 年後には 2000 頭以上に！



(出典：環境省. ”捨てず 増やさず 飼うなら一生”

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2706f/pdf/full.pdf)

複数の動物を飼育する場合には、飼い主自身が動物を適切に飼育できる数を把握し、動物に対して適切な繁殖制限措置を施す必要があります。1頭飼いの場合でも、無計画な繁殖を防ぎ、生殖器系の病気を予防するために不妊去勢手術は重要ですが、多頭飼育状態にある家屋における繁殖制限措置としては、不妊去勢手術が必須です。雌雄分別飼育も繁殖制限措置の一つですが、多頭飼育が行われている家屋において、犬猫のようにケージ飼いを基本としない動物を完全に雌雄分別することは極めて困難です。また、不妊去勢をしていない動物を同一家屋内で雌雄分別飼育することは、発情期の動物に強いストレスをもたらします。こうした理由により、多頭飼育を行っている動物の繁殖制限措置は、うさぎ、ハムスターのようなケージ飼いの動物が適切に雌雄分別飼育されている場合を除き、原則として不妊去勢手術を行う必要があります。

表 3 犬猫の不妊去勢に関するメリット・デメリット

	雄の去勢手術 (精巣の除去)	雌の不妊手術 (卵巣と子宮の除去)
メリ ット	<ul style="list-style-type: none"> ・望まない交尾がなくなる。 ・精巣の病気や前立腺肥大(犬)のリスクがなくなる。 ・性ホルモンに関係する肛門周囲腺腫(犬)等の病気のリスクが低くなる。 ・雌への興味によるストレスが軽くなる。 ・猫では発情期特有の困った行動がなくなる。(大きな鳴き声、マーキング、外に出たがる、けんか等) ・雄同士の競争による攻撃性が低下する。 ・猫免疫不全症候群等、けんかや交尾で感染する病気のリスクが低くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・望まない妊娠がなくなる。 ・卵巣、子宮の病気のリスクがなくなる。 ・性ホルモンに関係する乳腺腫瘍等の病気のリスクが低くなる。 ・発情期特有の困った行動がなくなる。 (猫：大きな鳴き声、トイレ以外での排尿、外に出たがる等、犬：出血で部屋を汚す、外に出たがる、飼い主の言うことを聞かない等)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスと多くの病気が軽減されることにより、健康に長生きできる確率が高くなる。 ・社会全体として、不適切な飼育をされている動物や殺処分される動物を減らすことができ、繁殖しないことで、遺伝性疾患の減少にも役立つ。 ・発情期のストレスや、発情に関連した問題行動が減少することによって、外出の制約がなくなる。周囲への迷惑も軽減できる。 	
デ メ リ ット	<ul style="list-style-type: none"> ・麻酔のリスクがある。(適切な麻酔管理で軽減できる) ・肥満傾向になる。(適切な栄養管理で防げる) ・犬では尿失禁の発生率が上がる。(薬で治療できるが、完治は難しい) 	

(出典：環境省．”ふやさないのも愛”．https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2209.html を改変)

不妊去勢手術を施すことによるメリットは、デメリットを上回ります。不妊去勢手術を施すことによって肥満につながりやすくなる等、動物の飼育に関して留意すべき事項はあるものの、生殖器等の疾病（雄は前立腺・精巣・肛門に係る疾病、雌は子宮の病気や乳がん等）の予防や、交尾により罹患する感染症のリスク、繁殖行動をとれないストレスによる問題行動、近親交配による奇形や死産等の遺伝性疾患のリスクを減少させることが可能となります。このため、総じて雌雄ともに健康に長生きできる可能性が高くなることから、不妊去勢手術は動物福祉の観点からも適しています。

なお、個体数の少ない初期の段階で不妊去勢手術を行うことは、結果的に飼い主の経済的負担を減らすこととなります。殺処分につながる可能性のある繁殖を減らすことを目的に、犬猫の不妊去勢手術に助成している地方自治体もあります。

（２） 飼い主側の要因—経済的困窮や適切な判断力の欠如

多頭飼育問題の発生要因には、動物の高い繁殖能力を理解し、適切に管理することができていない飼い主側の要因も当然にあります。

動物の個体数の増加を引き起こす飼い主側の行動として、無責任な餌やり、放し飼い、侵入個体の定着を招く家屋損壊部の未修繕、適切な繁殖制限措置の未実施等が挙げられます。それらの行為の背景には、飼い主が経済的困窮の問題を抱えていること、十分な判断力が不足していること、特有の信念・感情等を有していること等が考えられます。

経済的に困窮している飼い主は、手術費用を負担できずに不妊去勢手術を行わないまま飼育を続けることが多いようです。また、修繕費用を捻出することが困難であることを理由に家屋の損壊部分を修繕せずに放置していると、そこから動物が侵入して繁殖することもあります。

認知症やその他様々な疾病、障害等の理由により、飼い主の判断力が不足しているケースもみられます。また、明確な疾病や障害に関する診断はないものの、判断力が不十分であると思われるケースもあります。こうした飼い主は、そもそも動物の繁殖力に関する知識が不足していたり、自分が適切に飼育できる動物の数、将来にわたる動物の管理にかかる費用、労力を把握することが難しかったりすることで、結果として繁殖制限措置を怠り、飼育可能な数を超えた動物を抱えることとなります。

一定の判断力を有している飼い主であっても、飼い主のいない動物を保護しなくてはならないという動物への強い愛着や、不妊去勢手術等の繁殖制限措置が自然の摂理に反している等の強い信念、もしくは不妊去勢手術を施すのがかわいそうといった感情が強い場合、無責任な餌やりや、飼育可能個体数を超えた動物の飼育という行為につながることもあります。

このほか、不衛生な状況や、動物の問題行動に気がつかない、気にならないといった飼い主もいます。その一方で、表面的には現状に疑問を感じていないという振る舞いを示しながら、自治体職員や動物愛護ボランティア等が飼い主に寄り沿いながら説得を続けるうちに、徐々に多頭飼育の問題を認識し、意識や行動の変容がみられるようになった事例も報告されています。

飼い主が適切な繁殖制限措置を行わず、多頭飼育問題に陥る背景には、上記のような様々な要因があるため、飼い主の行動がどのような考え方に基づいているものなのか、見極めて対応する必要があります。

不妊去勢手術や室内飼育の重要性を飼い主に説明するにあたっては、このように飼い主の考え方を見極めたうえで、「なぜそれを行うのか」「どれによるメリットは何か」「それをしな

いことによるデメリットは何か」を具体的な例や、客観的事実等を飼い主に合わせて伝えましょう。

例えば、不妊去勢手術を実践してもらうためには、動物の繁殖力について伝える、猫の安全を守るためと伝える、ご近所からの苦情対策として伝える、動物の健康と長生きのためと伝える、問題行動の解決法として伝える等が考えられます。

室内飼育の推奨には、まずは適切な室内飼育方法を伝える、交通事故で死亡する動物の数や感染症のリスク、ご近所トラブルの深刻さ等の事実を伝えることが効果的です。